

○ ○ ○ ○

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第二条 (定義)	第二条 (略)	第二条 (定義) (略)
3 この法律において「特定放射光施設」とは、 <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u> （以下「量子科学技術研究開発機構」という。）又は <u>国立研究開発法人理化学研究所</u> （以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子より設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。	3 この法律において「特定放射光施設」とは、 <u>国立研究開発法人理化学研究所</u> （以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。	3 この法律において「特定放射光施設」とは、 <u>国立研究開発法人理化学研究所</u> （以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。
4 (6) (略)	4 (6) (略)	4 (6) (略)
7 この法律において「放射光専用施設」とは、 <u>特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うために特定放射光施設に附帯して設置される施設であつて、当該特定放射光施設の設置者以外の者により設置されるものをいう。</u>	7 この法律において「放射光専用施設」とは、 <u>理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うためのものをいう。</u>	7 この法律において「放射光専用施設」とは、 <u>理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うためのものをいう。</u>
8・9 (略)	8・9 (略)	8・9 (略)
第四条 文部科学大臣は、特定先端大型研究施設ごとに、その共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本	第四条 文部科学大臣は、 <u>第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、その共用の促進に関する特</u>	第四条 文部科学大臣は、 <u>第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、その共用の促進に関する特</u>

方針」という。) を定めなければならない。

2～5 (略)

(特定先端大型研究施設の設置者の業務)

第五条 量子科学技術研究開発機構は、この法律の目的

を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一 放射光共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二 放射光専用施設を設置する者に対し、これを利用した研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2) 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行うものとする。

特定放射光施設 前項各号に掲げる業務

基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2～5 (略)

(特定先端大型研究施設の設置者の業務)

第五条 (新設)

理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行うものとする。

特定放射光施設

一 放射光共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。
二 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与す

ること。

3 | (略) (略)

日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 中性子線専用施設を設置する者に対し、これを利用した研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三 (略)

(実施計画)

第六条 量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、文部科学省令で定めるところにより、前条第一項に規定する業務（第九条第一項の規定により、量子科学技術研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の実施計画は、当該特定先端大型研究施設に係る基本方針の内容に即して定められなければならない。

2 | (略) (略)

日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三 (略)

(実施計画)

第六条 理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、文部科学省令で定めるところにより、前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の実施計画は、当該施設に係る基本方針の内容に即して定められなければならない。

3| 理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者と

して、文部科学省令で定めるところにより、前条第二

項の表の上欄に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、同表の下欄に掲げる業務（第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

4| 第二項の規定は、前項の規定により理化学研究所が作成する実施計画について準用する。

5| 第一項及び第二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前条第一項」とあるのは「前条第三項」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

3| 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法等の特例）

第七条 第五条第一項の規定により量子科学技術研究開

発機構の業務が行われる場合には、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第二十三条第二号中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項又は特定先端大型研究施設の

（国立研究開発法人理化学研究所法及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の特例）

第七条 （新設）

共用の促進に関する法律第六条第一項」と、「承認」とあるのは「承認又は認可」とする。

2| 第五条第二項の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

3| 第五条第三項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三十三条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

】（登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等

第八条 文部科学大臣は、第五条の規定にかかるらず、同条の規定により特定先端大型研究施設の設置者として量子科学技術研究開発機構、理化学研究所又は日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち次に掲げる業務については、その全部（文部科学省令で定める場合にあっては、その一部）を次項、第十条並びに第十一項及び第二項の規定により文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関

第五条第一項の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

2| 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三十三条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

（登録等）

第八条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に、第五条の規定により特定先端大型研究施設の設置者として理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、次に掲げる業務の全部（文部科学省令で定める特定先端大型研究施設の利用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部分）を行わせることができる。

「と/or」に行わせることができる。

一・二 (略)

- 2 前項の登録（以下「登録」という。）は、特定先端大型研究施設ごとに、利用者選定業務及び利用支援業務（以下「利用促進業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（削る）

- 第九条 量子科学技術研究開発機構は、文部科学大臣が前条第一項の規定により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。
- 2 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合においては、量子科学技術研究開発機構及び当該登録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が円滑に実施されれるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 3 前二項の規定は、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構について準用する。

（登録基準等）

第十一條 (略)

- 2 登録は、登録施設利用促進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

一・二 (略)

- 2 前項の登録（以下「登録」という。）は、第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、利用者選定業務及び利用支援業務（以下「利用促進業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等）

- 第九条 理化学研究所は、文部科学大臣が前条第一項の規定により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。

- 2 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合においては、理化学研究所及び当該登録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。

（登録基準等）

第十一條 (略)

- 2 登録は、登録施設利用促進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

三　登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う特定

先端大型研究施設の種別、名称及び所在地並びに当

該特定先端大型研究施設が特定放射光施設である場

合にあつては、設置者の名称

四　（略）

3　（略）

（準用）

第十三条　第六条第一項及び第二項の規定は、登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として」とあるのは「登録施設利用促進機関は」と、「前条第一項に規定する業務（第九条第一項の規定により、量子科学技術研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）」とあるのは「その利用促進業務」と読み替えるものとする。

三　登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う特定

先端大型研究施設の種別

四　（略）

（準用）

第十三条　第六条第一項及び第二項の規定は、登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として」とあるのは「登録施設利用促進機関は」と、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）」とあるのは「その利用促進業務」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（業務の範囲）	（業務の範囲）	（業務の範囲）
第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。	第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。	第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一（略）	一（略）	一（略）
2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。	2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。	2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。
（緊急の必要がある場合の主務大臣の要求）	（緊急の必要がある場合の主務大臣の要求）	（緊急の必要がある場合の主務大臣の要求）
第十八条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十六条第一項に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。	第十八条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十六条第一項に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。	第十八条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十六条第一項に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。
2 （略）	2 （略）	2 （略）
（主務大臣等）	（主務大臣等）	（主務大臣等）
第十九条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次とのおりとする。	第十九条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次とのおりとする。	第十九条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次とのおりとする。

一 (略)
二 第十六条第一項に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会
三 (略)

一 (略)
二 第十六条に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会
三 (略)

○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（業務の範囲）

第十六条（略）

2 研究所は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

改 正 前

（業務の範囲）

第十六条（略）

2 研究所は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一項第一号に掲げる業務に属するものを除く。）を行う。

一（略）

一（略）

2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第三項に規定する業務を行う。

3 （略）

改 正 前

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。）を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

3 （略）